

特任検事の職務内容等

検察官の種類	任用資格	修習検事と同様に検察官であることの意義	検察庁法が想定する主たる職務内容	職務内容の実態	職務内容の例	法曹資格の有無
修習検事	司法修習生の修習を終えた者(検察庁法第18条第1項第1号)		地方検察庁以上の検察庁において取り扱う事件の捜査・公判	検察において重点的に取り組むべき重要事件の捜査・公判	特捜部が取り扱う重大事件の捜査・公判 殺人等の凶悪重大事件の捜査・公判 検事正等として部下を指揮監督	有
特任検事	3年以上副検事の職にあり、試験を経た者(検察庁法第18条第3項)	副検事としての豊富な実務経験に加え、法曹と遜色のない法律的な素養を備えた人材を検事に登用	修習検事に同じ	修習検事に同じ	特捜部が取り扱う重大事件の捜査・公判 殺人等の凶悪重大事件の捜査・公判 地検支部の支部長検事として部下(修習検事を含む。)を指揮監督 検事正として部下を指揮監督(昭和63年函館地検)	無
(参考) 副検事	原則として、3年以上政令で定める公務員の職にあり、選考を経た者(検察庁法第18条第2項)	検察事務官等としての豊富な実務経験に加え、法律的な要素を備えた人材を検察官に登用	区検察庁において取り扱う事件の捜査・公判	検察において日常的に取り扱う通常事件の捜査・公判	地方検察庁において取り扱われる事件の大半を肩代わりして処理(約7割) 検事が配置されていない地検支部において部下を指揮監督 部長検事として部下を指揮監督(東京区検) 特捜部が取り扱う重大事件の捜査・公判	無